

令和7年（2025年）11月12日

広陵町長 吉村裕之 様

自治体キャラバン広陵町実行委員会
葛城北民主商工会 会長 麓 信二
広陵新日本婦人の会 代表 下村 瑛子
健生会友の会広陵支部 支部長 寺前 憲一
奈良県農民連広陵班 代表 松井 秀平
広陵町議会議員 八尾 春雄
同 山田 美津代

要 望 書

錦秋の候、貴職には住民の福祉・教育・まちづくりなど多様な取り組みを展開されておられることに敬意を表します。

さて、異常な暑さが続いた今年の夏もようやく収束し、木々の緑や紅葉の鮮やかな季節となりました。7月に行われた参議院選挙では、裏金問題への対応での国民的批判を浴びた自公政権が、昨年の総選挙に続き過半数割れを引き起こす事態となり、あわせて排外主義を基調とする政党の議席増加が顕著となりました。またその後の与党協議で公明党の政権離脱となり、逆に、日本維新の会が与党入りして高市内閣が成立するという政界激変が生じています。

一方、国民の生活は、物価高が続き生活困難の増加が影を落としています。さらに5年間で43兆円の軍事予算を掲げる高市内閣はこの前倒しを掲げ、医療費4兆円削減、「スパイ防止法」制定、憲法9条改憲など自民党政治をさらに悪くするオンパレードで進めようとしており、悪政推進のために国会議員定数を削減し、反対意見の封じ込めまで狙っています。

このような状況下で、町民のいのちや暮らしを守る自治体の役割が一層重要になっています。今般下記の通り53項目の要望を提出させていただきます。「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とする」（地方自治法第一条の二）の立場で検討し、ぜひ実現していただくよう要望します。

1. 憲法擁護

日本国憲法第99条の公務員の憲法尊重・擁護義務に関し町の回答は、一昨年と同様「本町では、すべての職員が憲法を尊重し擁護することを誓う宣誓書に署名した上で公務に当たっており、これまで通り憲法尊重擁護義務のもと国民の自由や権利が尊重されるよう施策を巡らせていく」と述べられています。

- 1) 日本国憲法の3つの基本原則、国民主権・基本的人権の尊重・平和主義に基づく意識の向上を切磋琢磨することが必要です。宣誓書の署名だけで終わらない取組みも必要ですが、どのように取り組まれていますか。また、取り組む計画をお持ちでしょうか。
- 2) 前年の要望への回答でも『「閣議決定事項」に対しては異議を申し立てることはございませ

ん。』と述べていますが、「閣議決定」より上位の法律は憲法です。その点の認識があるかどうかは重要です。どう考えますか。

自衛隊の集団的自衛権行使容認の閣議決定（2014年）また、2022年12月閣議決定した安保3文書とそれに基づく敵基地攻撃能力の保有、GDP比2%への大軍拡は、マスコミでもこれららの「閣議決定」への疑問など論じられた経緯があります。これらの「閣議決定」への「忠誠」は、公務員の憲法の平和主義尊重義務と矛盾する場合があります。それともないとお考えでしょうか。

3)「集い」「住民対話で明日をつくる」と決意され当選された町長として、「閣議決定」に異議を持つ住民との対話は尊重されますか。

2. 自衛隊への情報漏洩

自衛隊へ住民票(18歳と22歳)の写しを渡すのは、個人情報保護条例に違反します。

町の回答は、昨年に続き、住民基本台帳法11条1項、自衛隊法97条1項、自衛隊法施行令120条の解釈から印刷物として名簿を交付することが可能としています。しかし、施行令は、国会が制定した法律ではなく、内閣の判断で制定できる政令に過ぎません。しかも、施行令120条は、97条の施行を目的としたもので、97条本体に個人情報の提供に関する定めがないのに、「施行令により、最小限の『氏名・住所・生年月日・性別』の提供が認められる」という解釈は成り立たません。昨年も指摘しているとおり、97条の『自衛隊及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う』とは、従来から行っていたポスターの掲示や資料の備置等、様々な事務遂行の方法が考え得る下で、プライバシーや個人情報保護に抵触する恐れのある適齢者情報の提供を根拠づけるものではありません。そもそも、地方自治体が行う募集業務は(自衛官募集期間の告示、応募資格調査、受験票交付、試験期日、会場の告示、募集の広報宣伝等)施行令114～119条の部分で自衛隊法施行令第七章雑則114条から120条(添付しています)にあり、提出根拠の施行令120条は114条から119条の部分を指していることは明白です。また、自衛隊法97条、同施行令はプライバシー権の概念が確立される以前からの規定であり、かつ住民基本台帳の公開が原則禁止(2006年)となる以前からの規定であり、現在の諸法令には適合していません。今回の回答で、わざわざ令和6年度作成の「除外申込書」提出者は自衛隊に提出しないと報告していますが、むしろ対象とする18歳と22歳の若者に諾否を問い合わせ、情報提供することに応諾する回答者のみに限定すべきものではありませんか。

令和5年11月16日、日本共産党の山添参議院議員が、外交防衛委員会で、情報提供を受ける根拠とする自衛隊法と同施行令に個人情報保護の規定があるのか」と問いただしても政府は答弁を避けています。「個人情報がどう保護されるのかの規定がないのに情報の提供が可能とするのは憲法13条のプライバシー権を侵すもの」と指摘しています。さらに「自衛隊法97条1項、同施行令120条について1974年の解説書が「地方の実情にそくして募集が円滑に行われているかどうかを判断」するための規定と解釈していると紹介し「個人情報提供の根拠ではない」と追及したのに対し、木原防衛相は「(それぞれの自治体が)適切に判断する」と無責任な答弁に終始しています。

3. 核兵器禁止条約批准

広陵町は非核平和宣言自治体・平和首長会議加盟自治体として原水爆禁止世界大会にも賛同いただきありがとうございます。さらに役場職員の皆さんへのよびかけもありがとうございました。今アメリカやロシアは核兵器で威嚇して日本も核抑止力に追随しています。これは危険です。核が使用されるなら人類は生存できません。

- 1) 被爆の実相を伝えるために、図書館で高校生が書いた原爆の絵展を開催していただきましたが、町内のすべての学校や公共施設で実相を知らせるパネル展や、絵画展を開催してください。
- 2) 日本政府が核兵器禁止条約に背を向けたままです。今、署名国が 95 か国批准国が 75 か国で手続きはまだですが賛同は 99 か国になり過半数を超えるました。核兵器禁止条約は希望の光です。アジアでは核保有国以外で批准していないのは日本と韓国だけです。ここが批准すれば東アジアの状況は大きく変化します。被爆者の体験を聞く会や実相を伝えるための講演会、映画会など町主催で行ってください
- 3) 被爆地に修学旅行に行った、子どもたちの報告会や感想を町民に知らせてください。
- 4) 令和 8 年 4 月の終わりから 5 月に NPT 再検討会議が開かれます。被爆者が生きている間に核兵器を廃絶できるよう日本政府が参加するよう政府に働きかけてください。

4. ゴミ袋半額

指定ごみ袋の価格は原価の 4 倍と聞いて驚いています。「これだけ分別に協力しているのに」とか「早く半額を実現してほしい。」と半額にしてほしいという要望は町民の中で根強いです。物価高の中、指定ゴミ袋の軽減化をお願いします。また、回答書にあるように、生活保護世帯に無料配布されている袋数を増やす事や、新型コロナ対策として令和 2 年から無料引換券が配布されましたかが通常時にも年 1 回は配布することを検討して下さい。

更に、令和 3 年 4 月から実施している紙おむつの無料回収の実施は高齢者を持つ家にも喜ばれています。かなり町民に知られるようになりましたが、さらに町民が周知できるよう引き続き広報活動をお願いします。

また、令和 7 年 1 月に広陵町ごみ減量等推進審議会による答申が出され、現状の価格を引き続き維持すべしとのことです。多額の費用がかかるゴミ処理施設建設の一部に充当する予定とのことですですが、ゴミ処理はもともと地方自治体に課せられた義務的経費であり、税以外に住民負担を求めるることは誤りではないでしょうか。このことについて住民はせめて市販のゴミ袋程度に金額を抑制してほしいと要望していることをどのようにお考えですか。

5. リサイクルゴミの回収

今年度 4 月からステーション回収から戸別収集へ変更になり、高齢者の方はじめとても喜ばれています。実施されて半年以上経ち新しい収集方法に慣れてきましたが、次の 2 点についてよくわからないという疑問の声や要望があります。1 つは可燃ごみとその他プラごみが同時に収集されているのに各々ゴミ袋が必要である事。その他プラごみ収集の回数が増えたのは喜ばしいが同時回収ならその他プラごみ袋は不要で可燃ごみ袋を使用してはどうでしょうか。2 点目、紙類は今まで通り月 2 回の収集にしてほしいという事です。ご検討をお願いします。

6. マイナンバーカード

任意取得が原則であるマイナンバーカードを、あたかも義務的な制度とあると取り違えていのではないか、と思われるほど行政の立場は「取得が前提」となっていないでしょうか。昨年12月2日以降、政府は地方自治体に対して健康保険被保険者証を発行する義務を取り扱い、発行するかどうかは地方自治体の判断に委ねました。発行することを禁止しているわけではありません。そんな中で現在も発行を続ける自治体が少数ですが存在します。

被保険者証の期限が切れた場合に、極めて酷似した資格確認書を発行し対応していますが、従来通りの被保険者証発行で対応できたものであり、方針を見直し被保険者証の発行の再開を求める。

私たちは行政のデジタル化を否定するものではありませんが、その業務があくまで個人情報保護の立場と制度によって守られており、まさかの時には撤退できるかどうかが判断の分かれ目ではないかと考えます。よって、個人に関わる情報を本人の了解もないのに他者に提供するなどしてはならないことではないでしょうか。行政のデジタル化は「町役場に来なくても諸手続きができる」ということにつきますが、電子証明書の場合には発行から5年を経過すると、本人が自ら体で町役場に赴き諸手続きを求められています。全く矛盾した対応だとは思いませんか。

7. 元気号の改善

元気号・公共交通の運行について改善を要望します。

のるーとは身体障害者などの方はよく利用されています。そういう方を把握されて停留所などに椅子を置いてほしいとの要望を是非実現してください。

8. 公共交通の運行改善

1) 令和5年10月1日から「のるーと元気号」が有料運行になりました。開始から現在までの改善点と効果の検証をどのように捉えていますか。200円が高いとの意見があります。100円で利用できるようにならないでしょうか。

2) 隣の香芝市の公共交通は、奈良交通、コミュニティバス6コース、デマンド交通(自宅までの送迎と約310カ所の乗降場所)で構成されています。広陵町にも香芝並みのコミュニティバスと「ドアツードア」のデマンド交通(予約式乗り合いタクシー)は必要ですとの要望に対して、回答には「各自治体において人口、地形、などの地域特性及び公共交通に関する課題が異なることから、実施すべき公共交通の施策は異なると考えています。」とあり、当然のことです。ただ、香芝市の特徴は、奈良交通、コミュニティバス、デマンド交通の組み合わせで有り、広陵町でもこの組み合わせは必要だと考えます。

さらに回答で「今後も引き続き、のるーと広陵元気号に関しては利用実態の把握、効果検証を行うと共に、社会情勢等の変化による運行の見直しが必要となった際には、利用者の利便性がさらに向上する運行となるよう鋭意検討して参りたい」と述べておられます。

毎年高齢化が進むなか、運転免許の返上もさらに増えていくでしょうし、事故防止のためにも押し進める必要があります。そのためには外出支援の充実は欠かせません。気楽に外出する手立ては健康保持にも役立ちます。ぜひ、広陵町に見合った「デマンド交通」を検討してください。

3) 現在の「元気号」の利用実態、乗車の受付等の実態をご報告ください。

9. 区・自治会の情報公開

1) 令和3年6月から広陵町自治基本条例が発効しています。また、「洗い出された地域課題とともに、令和5年度に校区別地域懇談会を開催する予定」とありましたが、「地域課題」の整理と高区別地域懇談会の開催の取組みはどうなったのでしょうか。

2) 自治基本条例第16・17条に「まちづくり協議会」について述べています。「まちづくり協議会」の設置は、その後変化がありますか。

3) 広陵町の「基礎的コミュニティ」は、成立時期や規模等において、運営上でも財政上でも大きな違いがあります。それぞれの自主性を尊重することは当然ですが、まずは、基礎コミュニティ間の規約や実情を町が把握し、行政指導に役立てるべきです。

回答では、「地位の情報は地域資産の一つであると考えるとから、一律的な公開は予定しておりません。」と述べています。基礎コミュニティ成立の歴史的過程から当然のことですが、「一律的な公開」の中身が非常に重要です。基礎コミュニティの住民は、同時に広陵町の住民でもあります。町民税は、国の指定範囲で自治体が決めます。自治会費、区費は、基礎コミュニティが決めますが、その金額に相当な開きが生じた場合、広陵町民としての格差に異議があつて当然です。もちろん「格差」がどれほどかも問題になるでしょうが、少なくとも広陵町は、この「格差」の実態は把握する必要があると考えますがいかがでしょうか。

10. 箸尾準工

町は、解散していた土地開発公社を再設立してまでこの事業の遂行にあたりました。当初の説明では「赤字になる」との説明に議会が反発したため急遽「黒字を約束する」としてスタートした事業でしたが、大量の役場職員を投入しながら、人件費を町から土地開発公社に請求しないということで、不正経理の疑いを払拭できません。

さらに当初の説明では、「毎年8千万円程度の税が增收になる見込み」と説明されたが企業に売却時点でこの言明はなされておりません。どうなっていますか。

また、発掘調査の結果、保存する異物の保存について、現状では保存場所の整備と処理等を考えると、新たな保存場所の建設は不可欠だと思われます。文化財保存センターの展示も所狭しと、大切な考古学資料が泣いています。今、公共施設の新築議論が行われていますが、「歴史資料館」あるいは「博物館」建設も議論の対象に位置づけ、明確な方針を樹立すべきですがどう考えますか。

11. 町営住宅

町営住宅の老朽化に伴う建て替え計画の進捗とそれに伴う対策のため「空き家」の利活用など再

三要望してきましたが、回答で「町営住宅のあり方につきましては、令和7年度に「広陵町営住宅長寿命化計画」の見直しを行い、住宅需要と供給量の状況把握等を行うことで、町営住宅の建替・改修・用途廃止等の方針を検討してまいります。」とあります。どのように検討されましたか。

12. 道路行政の改善

馬見南3丁目からいわゆる「別所坂」をおりた広谷・秋廻り線の交差点は、歩行者にはプッシュボタン式信号がつけられましたが、車を運転する者には青信号がなく交差する道路はずっと点滅信号で相変わらず非常に危険な状態です。近くの人の中には、車では危険で通れないで遠回りしている人もいます。早急に次の対策をお願いします。

- 1) 南北の信号を点滅信号ではなく普通の信号に変更してください。
- 2) 交差点のミラーで北側（右側）から来る車が見えるようにしてください。
- 3) 道路の植え込みがすぐ伸びて視界が遮られるので、低いフェンスにえてください。

県道河合・大和高田選の安全対策については、危険箇所の強力な改善要望をお願いするところです。赤部の一部は拡張され事故も減りましたが疋相や安部のところは狭く危険です。早く改善されるよう町からも高田土木に安全対策を引き続きお願いします。

13. 路面整備

道路の路面整備を遅滞なく、計画的に進めてください。

- 1) 停止線等の路面標示は適宜点検しているとのことです。白線が消えかかっています。一旦停止の標識が判別できない程消えかかっているところがあります。現在、年一回の点検と言われていますが回数を増やすなど安全対策を強化してください。
- 2) みささぎ台は、新たに住宅が建設された周辺地域は道路が整備されていますが、古い所は道路整備が放置され、凸凹の発生など荒れた場所が多くなっています。昨年も改善を要望しましたが改善されていません。町として計画的に全体の道路整備を行ってください。

14. かつらぎの道

傷みのひどいところから修理されていると思いますが、通勤通学、買い物、散歩とよく利用されている道なので引き続き整備をおねがいします。歩道がでこぼこで歩きにくい、転んだとか、自転車で走行しにくいなどよく聞きます。また道の途中にベンチがほしいです。散歩の途中石垣で休憩されているひとを見かけます。

15. 「止まれ」標識

通園、通学路の止まれの標識が薄く消えかかっているところがあるので、点検して下さい。真美ヶ丘幹線と笠ハリサキ線の交差点は小学校の通学路です。北側から東へ左折する車がスピードを緩めずに曲がって来ることがあるので、運転手に見えるように「学童注意！」の看板や「飛び出し坊や」の設置をお願いしたいです。そして歩道の草がかなり伸びているところを切ってほしいです。

16. 笠ハリサキ線の信号

笠ハリサキ線と 高田斑鳩線の交わる所（中央公民館と「よってって」の四ツ辻）の東西の信号の待ち時間が長く、車5台くらい通ると点滅に変わり短いです。回答書には周辺区長やPTA等の要望があれば引き続き協議を行うとありますが、交差点周辺に新しく銀行やスーパーなど開発も行われて東西への車の通行量も多くなっています。香芝警察署交通課との協議をお願いします。

17. 国保の減免制度の充実を

- 1) 国民健康保険法第1条は「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と定めています。国民健康保険制度は社会保障制度であることを周知するため、ホームページ等で示してください。
- 2) 国民健康保険の減免申請や分納相談を積極的に周知していただき、国保44条や77条の申請用紙を担当課窓口及び医療機関の窓口に常設してください。
- 3) 収入減少による減免申請基準について生活保護基準の1.8倍を目途にした制度とするよう県へ要請していただくこと。また、恒常的生活困窮者を対象とする減免制度創設を県と協議してください。

18. 掛金の引き下げ要望

国保税、介護保険料、後期高齢者保険料は、余りにも高すぎます。どうしても、政府の負担増額が欠かせません。町は市町村会その他でも、率先して政府への負担増要望を訴えて下さい。

令和8年度から子育て支援法の支援金を高齢者などの医療費から徴収するなどという施策はあまりにも高齢者を痛めつけているものではないかと思います

国民健康保険は県統一されて剩余额が45億円ほどあるようです、そのお金を支援法に回して高齢者や医療保険からの上乗せはしない方策をとるべきです。

19. 国保子どもの均等割

国保の制度で均等割りがありますが、子どもの誕生によって掛金が課されます。現在未就学児については所定額の半額に減額処理されていますが、子育て支援の制度に相反する制度です。18歳未満の子どもについては均等割を課さない制度に改めることを求めます。

20. 不妊治療費

不妊治療費の助成を毎年要望してきました。「令和3年度から不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため一部助成」にとても喜んでいます。「助成金額は夫婦の合計負担額の2分の1、1年間の上限は5万円とし、助成期間は最初に交付した年度から起算して5年間とします」とあります。令和3度から始まった制度で、相談件数はまだ少ないと思いますが、徐々に増額してくださる事を希望します。国の保険も具体化されて、県も令和7年度から生殖補助医療助成事業として市町村への補助制度を新規に予定。本町においても奈良県の要項に沿って事業構築していくと回答書にあります。高度な不妊治療にかかる患者の費用を軽減するため、どのような

事業なのか、また進められていたら実績と現状をお知らせください。日本の出生数は 70 万人を割り込み少子化対策は喫緊の課題だと思われます。

陣痛タクシーが本年 5 月から運行されています。利用状況はいかがですか。

21. 町内の介護保険施設

町内で初めて、令和 8 年度に小規模多機能型居宅介護施設建設の報告があり喜んでいます。施設の概要をお知らせください。要介護にはなっていないが、一人では置いておけない時に短時間でも預けられるような場所、又は少しの間だけ見守りに来てもらえるような支援がほしいです。

22. 第 9 期介護保険事業計画

介護事業所に支払われる介護報酬では訪問介護報酬の引き下げが決まりました。事業所によっては経営を維持できないとか、利用者は介護保険料を負担しているのに利用できなくなる事例も発生しています。厚労省の方針に、深刻な介護従事者の人手不足を背景に、今この時期に、施設では抜本的な人員確保、増員こそ求めています。介護職の平均給与が、全産業平均より月 7 万円も低いという実態があります。報酬を引き上げ、働く環境を良くした取り組みを、国・県に強く求めていただかないと広陵町でも訪問介護授業者がなくなることが起きかねません。第 10 期を待つことなく、町独自に介護施設への補助を行い、職員給与改善を進めて下さい。高齢者や介護従事者、事業者を守る手立てをとってください。

23. 後期高齢者の健康診査

後期高齢者の「ガン検診」「健康診査」を集団検診で一緒に実施してほしいと以前から要望していますが、まだ実施していただいていません。是非実施してください。また、昨年もお願いしましたが乳がん検診（マンモグラフィー）に加えて超音波検診も同時に実施していただきたい。町内で検査してもらえる病院等がなく困っています。

24. 補聴器の支援

高齢化による補聴器支援が全国で進んでいます。何十万円もする補聴器を買えず人と話すことが億劫になり家に引きこもり認知症が進んでしまうことが多く見受けられます。また家庭内においても「聞き返すと怒鳴られるからじっとしている」事例もあります。こういう高齢者が多数おられると思います。補聴器助成は認知症予防に効果のあることから県内でも助成自治体が増えています。軟骨イ云導イヤホンなども視野に入れた支援を図るべきです。

町は支援実施自治体における申込者が少ないことを言われますが支援金 2 万円では雀の涙です、東京都では 14 万円上限支援するところも出てきています。認知症予防効果のある高齢化による難聴者支援を是非ご検討ください。

25. 生活保護費の引き上げ

昨年要望書で、「2013 年から 15 年にかけ、生活扶助基準を平均 6.5 %引き下げられ、住宅扶助や冬期加算も減額されています。」と訴えました。この物価高の折、最も深刻な影響を受けています。

生活保護世帯に対して冬の寒さしのぎにも対応した「緊急」の生活援助金の支給を検討してください。最高裁は引き下げを違反との判決を下しました。生存権を守るための生活保護基準引き下げに反対の立場を表明されるとともに、広陵町も福祉事務所がないと言うだけでなく、積極的に、引き下げを元に戻すよう県・国に発信して下さい。さらに、この冬も寒くなると予想される中、国・県の支援を待たずに、広陵町は独自に生活保護者や低所得者層への暖房支援を実施して下さい。

物価が高騰しお米も値段が高止まりで本当に生活が苦しい世帯の実態を見て町ができる施策をご検討ください。

26. 35 人学級

小学校の 35 人学級が国レベルでやっと実現しました。中学校の 35 人学級は令和 8 年度から 3 年間かけて実施の見込みとなりました。しかし子ども達は、授業時数も増え教科内容も難しくなり、厳しい状況に置かれていることに変わりはありません。30 人以下学級への制度化が急がれます。県、国への要請を強くお願いします。昨年の回答では、少人数指導体制、少人数学級編成を実施する必要性がある事から・・・とありましたが、必要な加配は実現しましたか。通級指導教室については全校に設置できるようお願いします。

27. 教員の大幅増員

教員の働き方改革が言われるもの、実態は改善されず、教員不足、教員志望者の少ない状況は変わっていません。回答から広陵町でもその状況は変わらないことが伺えます。今、担任がない状況はありませんか。その場合どんな方が代わりを勤めておられますか。スクールサポートスタッフ、スクールロイヤー制度の実態はどうでしょうか。教員も子ども達にとっても教員定数増の願いは必須です。県、国への要請を強くお願いします。

28. 不登校の児童生徒

不登校の児童生徒は小、中学校で 35 万人を超え、増え続けているのが現状です。学校が息苦しい場から安心できる場に変わることが必要です。学校外の居場所として、高田のかたらい教室の他、今年度親の会が中心となりフリースクール「きらくる」が設立されたことは大変喜ばしいことです。広陵町での支援施設、支援対策はその後どうでしょうか。またスクールカウンセラーの状況はどうでしょうか。回答で家庭訪問支援事業・校内教育支援センターを進めるとありましたが、保護者の声、子どもたちの声はどんなものだったでしょうか。安心できる居場所の設立をお願いします。

保護者の時間的、金銭的負担も大きく、離職せざるをえなかったという声もあります。支援の対策はどうでしょうか。当事者同志、悩みを語り合ってホッとできる場が必要です。つながり合えるよう町の支援もお願いします。

29. 児童館

「子どもの居場所」の実証実験をされ、9 月以降も 2 か所で「子どもの居場所」を無料開放され、冬休みの予定もされています。一歩進んだことは、子育て世代に喜ばれていることと思います。

居場所を求めて他市町村にまで行っているという声も聞きます。雨の日でも遊べ、土・日も開設、専門の指導員さんがいる場を公設でお願いします。

30. 女性トイレに生理用品設置

小学校及び中学校の女性トイレに生理用品を置いてください。回答には「必要な用品は自分で準備できることは、生きる力を育むうえで大切な要素になります。教育的な面からも各学校のトイレに備え付けるのではなく、特別な理由がある場合を除いては、自身の生理用品は自分で用意してほしいと考えております。」とありますが準備できない世帯のことは把握されていないのでしょうか。経済的な理由で生理用品を用意できない生徒が増えています。女性トイレに生理用品を置き始めた学校は県内にもあります。町内の防災備蓄品の中から消費期限切れの生理用品を社協や各学校に備品として提供されたとお聞きしました。是非トイレにおいていただき、緊急時やいつでも使えるように学校のトイレに置いて順次新しい用品に代えてください。

31. ランリュック

ランドセルからランリュックへの変更を検討してください。

ランリュックについては、ランドセルの値段、健康面などの問題点も少しずつ広がり、ランドセルの軽量化やランリュック製造の企業も増えてきました。ランリュックを使用する自治体も増えてきています。しかしランドセルが慣習化している中で“自分だけ”というのはハードルが高いです。

この課題を学校任せにしないで、教育委員会が率先して推進するように改めて下さい。小学校の入学準備品に「ランドセル又はランリュック」としてもらうだけで保護者は選択しやすくなります。ゆくゆくは、入学祝としてランリュックの無償配布の検討をお願いします。

32. ウォーターサーバー

やっとウォーターサーバーの設置が実現されて保護者、児童生徒も喜んでいますが、台数が足りず生ぬるい水が出るケースがありますので、来年の予算で十分な実施をされるよう予算をつけていただけるようお願いします。

33. 学校給食費

11月4日臨時議会で町長選挙の公約であった小中学校給食費の無償化が決定されました。ところがこの無償化は、令和8年1月から令和9年3月までの15カ月に限定されるばかりか、給食費を令和9年4月からは小学校は月4200円を5200円とし中学校は月4500円を5500円に増額するというものであり、15カ月の無償化の後は大幅な料金引き上げを容認するものとなっています。町長は議会答弁で「国や県の補填を待たずとも無償化を実現したい」とされていますので、自らの言明とも一致しない内容となっているではありませんか。

仮に「そうは言っても国や県の動向を注視せざるを得ない」というのであれば国や県の動向をこれまでどのように把握しておられたのか。

また、臨時議会では残食の問題が審議されました。税金を投入するにあたり残食が多い現状

は住民に受け入れがたい感情を持たれてしまうとの心配は、町長として理解できるとしても、では具体的に残食の実態やその理由がどのようなものであるのか分析した結果であるのかどうか。保護者や教員に確認するだけでなく、児童・生徒自身がどのように受け止めているのか明らかにされる必要があります。

例えばメニューの問題（地場の野菜を用いることの研究はしたのか）や実際に食べる時間帯の温度管理はどうなっているのか、さらには食べる時間が確保されているのかどうかも重要です。中学校給食を議論した際には、配送で時間や経費がかかるセンター方式でなく学校内での調理＝自校方式を求める請願も議会で審議されています。温かいものは温かく、冷たいものは冷たく提供できる自校方式を採用しなかったことが遠因になっていると考えられないでしょうか。

34. 町独自の学校給食費無償化を

令和 8 年 1 月から学校給食費無償化を定めたのですから、令和 9 年 4 月以降の学校給食費を決定する徴収条例（一部）は廃止するのが相当と考えますがいかがでしょうか。

35. オーガニック給食

オーガニック給食に関する昨年の要望に対して、いろいろ理由を上げて実施は困難との回答がありました。全国的にはオーガニック給食推進協議会を中心に取り組みが広がっており、奈良県でも取り組みが始まっています。国の「緑の食料システム戦略」でも 2050 年までに有機栽培面積を 100 万 ha に拡大するとの方針が示されています。広陵町として今後オーガニック給食の必要性についてどのように考えていますか。必要だと考えるなら早急に検討体制を作り、実施に向けた調査、研究などに着手すべきと思いますがその意志はありませんか。

36. 残留農薬検査

学校給食食材の安全性確保のために

1) 食材の残留農薬検査についての要望に対し、昨年、要望を受けて検査項目をネオニコチノイド系 7 種を含む 232 項目に増やすこと、また今後、生の検査データを公開していくとの回答がありました。町のホームページでその通り実施されていることを確認しました。ありがとうございました。食材の残留農薬への関心を高め、今後より適正に管理していくうえで大きく寄与するものと思います。今後も引き続き一層の努力をお願いします。

2) 農民連食品分析センターの調査では、輸入小麦使用の多くのパンから有害性が問題となっているグリホサートが検出されています。昨年の回答では学校給食会では年 4 回の検査を実施しているが、基準値を超える残留農薬は検出されていないとのことでしたが、グリホサートについては全く検出されていない（ND）ということですか。それとも検出はされているが基準値以下とすることですか。

3) 学校給食パンへの国産小麦の使用は安全上も食料自給率の向上のためにも重要です。パン用に開発されたとされる奈良県産小麦「はるみづき」の使用実績、評価はどうですか。JA、県学校給食会とも連携して県産小麦への切り替えを計画的に推進するようお願いします。

4) ゲノム編集食品の実用化、普及が広がりを見せていました。昨年、一昨年の町回答で「ゲノム編集食品は安全審査はされておらず、表示義務もない食品であるため、安全性や環境への影響が確認されていない食品は原則使用しない」と明言されていますが、この町の方針に変化はありませんか。また、ゲノム編集食品メーカーからの働きかけ、種子メーカーからの試験栽培などの働きかけはありませんか。

37. 返済の必要がない奨学金

広陵町が実施している奨学金制度について、昨年の回答では「制度の周知に努め」とありますが、どのように周知されましたか。また受給者の実績はどのようにになっているのか、過去5年間のデータをお示し下さい。また国に対する充実の申し入れについては、昨年は県を通じて要望しているとのことです、物価高や学費の引き上げが続き高等教育に要する費用の増大が続いていることを踏まえさらに強化して下さい。

38. 学校図書館との連携

小学校3校（広陵西・広陵北・真美第一）での町立図書館の本の貸し出し予約ができるようになりました。昨年度、今年度の利用者数は何人になっていますか。残りの小学校への拡大も進めてください。

長年お願いしていますが移動図書館もぜひ実現してください。

39. 中央公民館の建て替え

中央公民館建て替えに向けて具体的にどのように取り組まれますか。

中央公民館建て替えについては、前町長が令和元年9月議会で「早期の建て替えを目指す」と表明。ところが、これまで積み上げられた「広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会」の答申などや度重なる「要望する会」との懇談での約束を無視し、令和5年6月議会で町長は建て替えを否定。東洋大学PPPに委託、実施された「2000人アンケート」の結果などを踏まえ公民館の再整備基本方針を決められたということです。突然のこの発言には驚きと怒りを感じませんでした。そして町民に詳しい説明もなく、令和6年5月には2年後（令和9年）には公民館の使用を禁止する「公民館再整備基本方針」を町が提示しました。

その年の11月9日に公民館の育成クラブや利用者対象にやっと「広陵中央公民館再整備基本方針説明会」が開かれました。質疑応答では数々の疑問点、怒りの声、意見がだされました。令和7年4月6日東洋大学の南先生を招いて「シンポジウム」も開かれました。質疑応答では、やはり同じように疑問点、怒りの声が多く出されました。

令和9年の中央公民館閉鎖に伴い育成クラブとの意見交換会がなされ、その結果大幅な変更が生じ公民館再整備事業は大きく方針転換を余儀なくされ、白紙のような状態になりました。

8月7日の新町長と要望する会の懇談で町長は「今後の中央公民館のあり方につきましては、幅広い世代の方々から色々なご意見いただきながら進めていく。外部検討委員会を設置し種々議論をいただきながら実施していく。」と述べられました。

戦後公民館は地域の復興を担い、その後も地域づくりや住民の文化、社会教育、福祉向上に大き

な役割を果たしてきました。公民館の機能移転ではなく、1万人の署名の重みと願いを尊重していただき、子どもから高齢者全世代の町民が集えて豊かな文化活動ができる、そんな社会教育施設の役割を担う公民館の要望と、庁舎を含めた町づくりの大きな観点からすすめてもらう事を願います。

町長が話された「外部検討委員会」の中身、構成員、設置時期は決まりましたか。

現在の中央公民館の跡地はどのようになるのでしょうか。

40. 自治体間施設利用

実証実験の結果、8市町村による公共施設の相互利用が10月1日から始まっています。回答にソフト事業の実施も可能ではとありますが、内容はどういうことでしょうか。共同利用もありがたいですが、町での誰でも利用しやすい公共施設の充実をお願いします。

41. 受益者負担の原則

「受益者負担の原則」を持ち出し、これまで無償あるいは低料金で利用出来る公共施設の有料化や値上げは行わないで下さい。

日程変更の場合、料金の二重取りはやめていただきたい。公共施設でありながらとても利用にくくなります。

他市町村の人が利用する場合料金を高くするのはやめてほしい。近隣市町村との公共施設の共同利用について研究されているのに、相反すると思います。

42. PFAS

PFASについて、広陵町では令和5年度から年一回PFOS、PFOAの検査を行っており、令和5年度、6年度については国の目標値の範囲内であったとのことです。令和7年度の検査結果（検査対象と具体的な検出値）を教えてください。また、奈良県では3か月に一回の検査を行っているとのことです。県の検査結果を教えてください。最近では汚染範囲が広がっており、水道水に限らず地下水や井戸水、農業用水などでも問題になっています。それについても検査を実施してください。

43. 避難場所

「広陵町総合防災マップ」には広陵町の防災計画が提示され、住民数に見合った避難場所が考えられていると思います。次のような意見を承りました。

大垣内地区では避難場所は公民館だけですが、そこだけで十分でしょうか。ご検討をお願いします。

44. 公園利用とトイレ整備

公園等の樹木の管理など安全に気持ちよく過ごせるよう引き続きよろしくお願ひします。竹取公園に幼稚園や保育園の園児や小学校の児童も遊びや遠足で他市町村からもよく来ていますが、トイレの数が少ないので時間がかかっている状態です。トイレの洋式化はすすんでいるようですが、トイレの増設について竹取公園周辺まちづくりの中でカフェ等飲食店の誘致等、検討されているとのことです。進捗状況をお知らせください。

県営馬見丘陵公園はいつ行ってもお花が咲いていて自然もいっぱいと人気のある公園ですがここ1, 2年はお花もさみしくなっているようです。イベント期間中の駐車場が有料にと実証実験もされました。公園整備と、駐車場の無料を県に要請してください。
竹取公園の駐車場無料化は継続してください。

45. コメ・自給率・担い手等=広陵町の農業を守り、地産地消を進めるために

昨年夏から米不足と米価などの物価高騰が町民の暮らしを圧迫し、奈良県でも「令和の米騒動」が広がりました。また、戦争や気候変動で世界の食料獲得競争が激化し、食料の大半を輸入に頼っている日本の現状に不安が広がっています。今こそ食糧増産に舵を切り、国民の不安を解消することが求められています。奈良県農民連が今年行った「農業を続けていくうえで困っていることや悩み」のアンケート調査の結果では、1位が「資材や肥料の高騰」、2位が「農業機械の更新」、3位が「後継者問題」でした。食料安全保障の観点からも、また、地域経済の振興、治水などの災害対策、環境と景観の保全等多様な機能を持つ農業・農村を担う家族農業の役割を再評価し、下記の施策と支援強化を求めます。

(1) 米をはじめとする農産物の生産コストを補填する支援を行うこと。

昨年から米価が上がっているとはいえ、生産量の拡大による米価暴落への不安は強く、安心して米つくりができる状況にはありません。この状況を抜本的に解決するには米を始め農産物の価格保障制度、所得保障制度を導入することが不可欠です。

- ①米も野菜も資材の高騰、パートの最低賃金の上昇などにより経営が困難になっています。農産物の価格保障、所得保障を政府に求めるとともに町独自の支援策を講じること。
- ②町独自の米の消費拡大対策を講じること（学校給食や子ども食堂への供給、生活困窮者への支援など）。

(2) 広陵町の食料自給率の現状を明確にし（現在の自給率はいくらですか）、中・長期的な自給率の目標を決め、それを達成するための具体的計画を策定して食料増産に取り組むこと。また、農政の柱に「アグロエコロジー」への転換を位置付けること。

(3) 肥料、飼料、燃料その他の資材の高騰に対する支援強化

(4) 農業の担い手支援の強化。

- ①町は昨年度から「地域計画」を策定していますが進捗状況を教えてください。
町は「地域計画」により中心経営体に農地と農業経営を集約しようとしていますが、それ以外の農家が切り捨てられるのではないかと危惧されます。中心経営体だけでなく、兼業農家や半農半X、自給的農家など多様な担い手を対象にした支援を行うこと。
- ②新規就農者のための農地や農業施設、農業機械等に対する支援強化。新規就農者・収納希望者に寄り添った相談窓口を設置すること。
- ③老朽化した農機具の更新負担ができずに離農する農家が増えています。JAなどと連携し町独自の農機具レンタル制度を作つてほしい。町は「器具のリース等は民間サービスが確立されている」とのことですが、「遠い、利用料が高い」など実際には役に立っていないのではないか。
- ④農家の季節労働者の確保対策（農業パートの人材登録・紹介制度など）
- ⑤農業用水路や農道の管理などの負担が重くのしかかっています。水利組合などに対する財

政支援を拡充すること。町は、管理費用を国の補助金で賄えるよう補助金申請の手伝いができるとのことですが、申請は具体的にどのようにすればよいのですか。

46. 地産地消と食の安全を進めるために

①学校給食への地場産品の使用を更に高い目標をもって推進してください。昨年の回答で強化月間である6月、11月の地場産品の品目数での使用割合は小学校で46.3%、46.1%、中学校で43.0%、35.8%で目標の30%を超えているとの回答がありましたが、通年での使用割合の実績は何%になっていますか。また、重量での使用割合は令和7年度から集計する予定のことでしたが現状はどうなっていますか。使用重量での割合を高めることが特に重要であり、そのためには米、じゃがいも、玉ねぎなど主要食材の使用が不可欠です。町の指摘のように安定した供給体制の構築が必要になりますが、委託生産など計画的に生産・供給する体制作りを町のリーダーシップで農家、JA、産業総合振興機構など関係機関と連携して積極的に進めてください。給食食材のコストダウン、温室効果ガスの低減、町の農業振興にもつながります。

②農家の現場では出荷できない規格外の農産物が流通されることなく廃棄されるなど食品ロスが発生しています。町として廃棄農産物の活用システムの構築を検討してください。

47. 水田の保全⇒気候変動に対応した取り組みと対策を

①「地球沸騰化」と言われる気候変動が進行し、集中豪雨や大型台風による被害が頻発しています。広陵町では相変わらず農地の宅地化が進んでおり、水田の雨水貯留機能が失われ洪水や浸水被害のリスクを高めています。水田の雨水貯留機能を高めるためにも、食料増産のためにもこれ以上の農地の宅地化を規制すること。

②コメの高温障害だけでなく、果樹や野菜などでも気候変動が大きな影響を与えていました（カメムシやキスジノミハムシの発生など）。被害を最小限に抑えるための病害虫発生情報（周辺府県の情報を含む）の発信、新たな病害虫の大量発生や凶作による収入の激減が起こった場合の農家に寄り添った救済策をお願いします。

48. 野焼き

農地周辺に民家が増え野焼き（農業残滓の焼却）ができなくなり、多くの農家が対応に苦慮しています。これに対して町は農事実行組合が活動するために必要な堆肥化装置、破碎機、自動式草刈り機等の購入に必要な費用の1/3を補助しているとのことですが、これまでの導入実績と効果はどうなっていますか。また、一昨年紹介した高槻バイオチャーエネルギー研究所の「密閉型製炭炉」の調査研究は進展していますか。

49. 耕作放棄地対策

どこでも耕作放棄地の増加が大きな問題になっています。広陵町の現状はどうなっていますか。今後、更に農家の高齢化が進み、耕作放棄地が増加することが危惧されます。耕作放棄地対策の強化をお願いします。「地域計画」の策定、実践で対応できるとお考えですか。

50. インボイス制度

インボイス制度は消費税申告の免税点である売上高 1,000 万円を超えない中小零細業者が取引排除される可能性が高い制度です。免税業者はインボイス番号を取得せずに取引からの排除に脅えるか、インボイス番号を取得し課税業者になり新たな税負担を強いられるかの 2 択に追い込まれています。このように中小零細業者を苦しめるインボイス制度を撤廃するよう国に要請して下さい。

51. 中小業者への支援

中小商工業者の営業とくらし、地域経済を守るために奮闘されていることに敬意を表します。いま物価高騰などの影響に対し価格転嫁が追い付かない中小企業者は資材や経費高騰の直撃を受け、利益の減少に苦しんでいます。一昨年 10 月に実施されたインボイス制度により、新たな消費税納税を迫られるとともに、負担能力を超える社会保険料や国保料・税の引き上げが経営悪化に拍車をかけています。2024 年上期（1～6 月）の倒産の約 9 割を従業員 10 人未満の小規模企業が占め、倒産件数は年間 1 万件を超え 10 年ぶりの高水準を記録する状況です。

地域経済の担い手として、地域で雇用を支えてきた中小・小規模事業者が直面する危機を開き、持続的に発展するために、自治体が果たすべき役割は一層重要です。中小商工業者への支援策のさらなる拡充のため以下、要請します。

令和 6 年 4 月より公共施設の包括管理業務を民間会社に委託しておられます。広陵町内の業者より「仕事が回ってこない。」との厳しい現状が伝えられています。委託された民間会社が懇意にしている業者にのみ再委託している可能性も否定できず、町内業者の営業と生活を守るために公共施設の包括管理業務を民間会社へ委託することの見直しをお願いします。その上で現在の包括管理業務を見直すため、① 包括管理業務委託先が再委託する際、広陵町として地域業者の使用率の上昇に尽力して下さい。② 令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月の公共施設包括管理業務委託による広陵町の財政負担の軽減効果を明確に提示して下さい。

52. 中小企業の持続化緊急対策

- 1) 物価高騰の影響を受ける中小零細業者の経営の持続化に寄与する緊急の対策として「物価高騰対策支援金」などの補助金・助成金や独自の中小事業者支援策創設を検討してください。
- 2) 税や保険料の徴収に対し、徴収の猶予や換価の猶予などを積極的に適用していただき、強権的な取り立てとならない様納税者の権利を守ってください。
- 3) 頻発する自然災害への対策として、危険箇所や老朽化したインフラの調査と解消、災害時の復旧・復興計画を立案する上で、地域を熟知する中小事業者の活用を位置づけてください。

53. 消費税減税

今、政府の間で「食品の消費税率を 2 年間 0 %へ引き下げ」が協議されていますが、消費税が課される生活費は食料品だけではなく、住居、水道光熱、備品消耗品、衣服履物、保険医療、交通、通信、自動車関連、教養娯楽、新聞図書等さまざまです。食料品 0 %引き下げでは年間 64,000 円の減税効果、消費税一律 5 %では 141,000 円の減税効果があるとの試算も経済評論家からでています。食料品ゼロだけではなく、全ての生活費にかかる消費税を 5 %に引き下げるることを国に要請して下さい。

以上